

社会教育委員会・スポーツ推進委員会及び図書館協議委員会
合同意見交換会

日 時 平成25年10月15日(火)
午後5時00分～午後6時30分
場 所 芽室町図書館 視聴覚室

1. 開 会
2. 主催者あいさつ
3. 各委員会・協議会の活動について
4. 自己紹介
5. 意見交換
 テーマ 生涯期別の課題
 —発達期別の学習課題に即した学習機会について—
6. その他
7. 閉会のあいさつ

第4節 生涯期別の課題

幼年期

発達課題

家庭が心の拠りどころとなるような温かい愛情に包まれながら、社会生活の前提となる基本的な習慣・自主性・思いやりの心を身につける。



学習課題

信頼感を育む、自立心を身につける、思いやりの心を身につける、基本的習慣を身につける、人間関係づくりの基礎を身につける、自主性・積極性を身につける。

少年期・青年期

発達課題

子ども一人ひとりが個性や能力を発揮し、人生を幸福に過ごすため、確かな学力や健康な体、人間関係の形成のためのコミュニケーション能力・人を思いやることのできる豊かな心を身につけ、自立した生き方を旨とする。



学習課題

確かな学力を習得する、活発に活動するための体力をつける、体験を通して自発的に行動する力を身につける、規範意識などの倫理観を身につける、人間関係づくりのためのコミュニケーション能力を身につける、心身が健康な状態を保つ、学ぶ習慣を身につける

成年期 (実年期・熟年期)

発達課題

主体的に学習の機会をつくり、自分のためにも地域のためにも継続的に学習し、社会人としての役割を果たす。



学習課題

社会的な役割を自覚し、地域活動に参加する、健康な体や体力の維持を図る、趣味を生かし仕事以外の時間も充実させる、周りとのコミュニケーションをとり人間関係を充実させる。

高齢期

発達課題

毎日を健康に過ごし、人生の中で積み重ねてきた知恵や技術を若い世代へと伝えたり、趣味を充実させることで、生きがいを感じながら豊かな生活を送る。



学習課題

スポーツをすることで健康の維持を図る、趣味を生かし豊かな生活を送る、若い世代との交流を行い、自らの持つ知恵や技能を伝承する、家族や友人など多くの人々とコミュニケーションをとり人間関係を深める。

芽室町社会教育委員会の活動について

【平成 24 年度委員会開催状況】

第 1 回 6 月 29 日開催

報告事項

- (1) チャレンジデー2012 の結果について
- (2) トレーシー市中学生受入れ事業について
- (3) 平成 24 年度社会教育関係予算について

協議事項

- (1) 芽室町文化・スポーツ賞等授賞式の開催について
- (2) 「わんぱくキャンプ」の開催について

第 2 回 9 月 20 日開催

報告事項

- (1) 北海道市町村社会教育委員長等研修会について
- (2) 社会教育課所管事業について

協議事項

- (1) 高齢者学級の今後の在り方について
- (2) 通学合宿の開催の在り方について

第 3 回 11 月 16 日開催

報告事項

- (1) 北海道社会教育研究大会（胆振大会）について
- (2) 社会教育課所管事業について

協議事項

- (1) 平成 25 年度社会教育課団体補助金の意見聴取について
- (2) その他

社会教育施設現地調査

- (1) 芽室町総合体育館改修工事状況について
- (2) ふるさと歴史館「ねんりん」収蔵庫収蔵状況について

第 4 回 2 月 5 日開催

報告事項

- (1) 平成 24 年度十勝管内社会教育委員研修会について
- (2) 社会教育課所管事業について

協議事項

- (1) 平成 24 年度芽室町文化賞等受賞候補者諮問の件について
- (2) 平成 24 年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者諮問の件について

第5回 3月15日開催

報告事項

- (1) 社会教育課所管事業について
- (2) 平成24年度十勝管内社会教育委員長等研修会について
- (3) 平成24年度西部十勝社会教育委員研修会について
- (4) 平成24年度社会教育関連事業報告について
- (5) 平成25年度芽室町教育執行方針について
- (6) 平成25年度社会教育関連予算案について
- (7) 平成24年度芽室町スポーツ賞等の受賞者部門変更について

【研修会等出席状況】 ※委員出席状況

- 4月12日 十勝社会教育委員協議会理事会（帯広市）1名出席
7月12～13日 第32回北海道市町村社会教育委員長等研修会（札幌市）1名出席
10月29日 第1回十勝社会教育委員協議会役員会（幕別町）1名出席
11月1～2日 北海道社会教育研究大会（登別市）3名出席
11月28日 十勝管内社会教育委員研修会（幕別町）5名出席
1月24日 第2回十勝社会教育委員協議会役員会（幕別町）1名出席
2月20日 十勝管内社会教育委員長等研修会（幕別町）1名出席
2月26日 西部十勝社会教育委員研修会（清水町）5名出席
3月13日 第3回十勝社会教育委員協議会役員会（幕別町）1名出席

【平成25年度委員会開催状況】

第6回 平成25年5月20日開催

報告事項

- (1) 十勝社会教育委員協議会理事会について
- (2) チャレンジデー2013について
- (3) その他 活動をとおしての反省・課題について

第1回 平成25年6月12日開催

協議事項

- (1) 委員長・副委員長の互選について
- (2) 各種委員の推薦について

報告事項

- (1) チャレンジデー2013の結果について
- (2) トレーシー市中学生訪問団受入事業について
- (3) 平成25年度社会教育関係予算について

【研修会等出席状況】 ※委員出席状況

- ・ 4月8日 十勝社会教育委員協議会理事会（帯広市）1名出席
- ・ 7月8～9日 第33回北海道市町村社会教育委員長等研修会（札幌市）1名出席
- ・ 9月19～20日 北海道社会教育研究大会（根室市）3名出席

芽室町スポーツ推進委員会の活動について

【平成 24 年度委員会開催状況】

第 1 回 5 月 1 日開催

協議事項

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
- (2) スポーツ基本法とスポーツ推進委員の役割について
- (3) 平成 24 年度スポーツ推進委員の活動について
- (4) 平成 24 年度スポーツ団体への補助内容について
- (5) その他

第 2 回 12 月 18 日開催

報告事項

- (1) 十勝管内スポーツ推進委員研修会について
- (2) 北海道スポーツ推進委員研究協議会について
- (3) 西部十勝スポーツ推進委員研修会について
- (4) 各種表彰報告について

協議事項

- (1) 平成 25 年度スポーツ推進委員会関係予算について

現地調査

- (1) 芽室町総合体育館耐震改修工事状況について

第 3 回 3 月 21 日開催

報告事項

- (1) 西部十勝ニュースポーツ交流会について
- (2) 平成 25 年度芽室町教育執行方針について
- (3) 平成 25 年度スポーツ関係団体予算について

協議事項

- (1) チャレンジデー 2013 への参加協力について
- (2) スポーツ指導における体罰問題について

【研修会等出席状況】 ※委員出席状況

8 月 30 日～31 日 十勝管内スポーツ推進委員研修会（本別町）2 名出席

10 月 25 日～26 日 北海道スポーツ推進委員研究協議会（稚内市）3 名出席

12 月 8 日 西部十勝スポーツ推進委員研修会（新得町）5 名出席

2 月 23 日 西部十勝ニュースポーツ交流会（清水町）7 名出席

【平成 25 年度委員会開催状況】

第 1 回 7 月 2 日開催

報告事項

- (1) チャレンジデー 2013 の結果について
- (2) 芽室町総合計画審議会委員の推薦について

協議事項

- (1) 十勝管内スポーツ推進委員研修会について
- (2) 北海道スポーツ推進委員研究協議会について
- (3) 西部十勝スポーツ推進委員研修会について
- (4) 西部十勝ニューススポーツ交流会について
- (5) その他

【研修会等出席状況】 ※委員出席状況

8 月 29 日～30 日 十勝管内スポーツ推進委員研修会（帯広市）2 名出席

芽室町図書館協議会の活動について

【平成 24 年度協議会開催状況】

第 1 回 6 月 21 日開催

報告事項

- (1) 平成 23 年度図書館利用統計について
- (2) 平成 24 年度図書館主要事業について

協議事項

- (1) 第 54 回北海道図書館大会参加について
- (2) 平成 25 年度祝日開館実施について
- (3) その他

協議会委員研修

「学校図書館の現場から～芽室西中学校の取組について」

講師 芽室西中学校教諭 今本 明 氏

第 2 回 12 月 20 日開催

報告事項

- (1) 平成 24 年度図書館利用状況及び図書館まつりにについて
- (2) 平成 54 回北海道図書館大会について
- (3) 平成 25 年度図書館予算（案）について
- (4) 平成 25 年度祝日開館実施に伴う規則の一部改正について
- (5) その他

協議事項

- (1) 平成 25 年度祝日開館に伴う新規事業（案）について
- (2) その他

協議会委員研修 — 一般開放研修 —

「図書館は情報の交差点—その期待される役割」

講師 北海道立図書館総務企画部企画支援課

企画主幹（子ども読書） 吉原 和夏子 氏

【平成 25 年度協議会開催状況】

第 1 回 6 月 24 日開催

協議事項

委員長・副委員長の選出について

報告事項

- (1) 平成 24 年度図書館利用統計について
- (2) 平成 25 年度図書館予算及び事業計画について

協議事項

- (1) 図書館敷地内整備について
- (2) 北海道図書館大会参加について
- (3) その他

協議会委員研修

「公共図書館のあり方について」

講師 帯广大谷短期大学総合文化学科准教授 大平 剛 氏

第2回 7月18日開催

報告事項

- (1) 図書館喫茶コーナー新規事業者募集の結果について

協議事項

- (1) 図書館敷地内整備について
- (2) 北海道図書館大会参加について
- (3) その他

○芽室町社会教育委員設置条例

平成15年3月26日条例第34号

芽室町社会教育委員設置条例

社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和24年芽室町条例第31号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、芽室町社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員は、15人以内とする。

（委員長等）

第3条 委員に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第5条 委員の会議は、委員長が招集する。

（解嘱）

第6条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも委員を解嘱することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の社会教育委員の定数及び任期に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第1条の規定により置かれている社会教育委員は、この条例による改正後の芽室町社会教育委員設置条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の規定により置かれた芽室町社会教育委員とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第1条の規定により芽室町社会教育委員に任命されてい

る者は、改正後の条例第2条第1項の規定により芽室町社会教育委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第1条の規定により任命された日から起算する。

改正

昭和41年4月22日教育委員会規則第2号

昭和44年5月1日教育委員会規則第1号

昭和53年4月1日教育委員会規則第4号

平成10年3月31日教育委員会規則第9号

平成12年3月28日教育委員会規則第11号

平成16年3月25日教育委員会規則第5号

平成24年3月30日教育委員会規則第5号

スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、次の職務を行う。

- (1) 芽室町の行う社会体育、スポーツ振興事業の企画、推進に関すること。
- (2) 芽室町のスポーツ組織の育成拡充に努めること。
- (3) 教育関係機関その他行政機関、スポーツ団体のスポーツに関する事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (4) 各種の体育事業等を通じて体育の啓もう宣伝につとめること。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることがある。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当って法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年教委規則第4号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年教委規則第9号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年教委規則第11号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年教委規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(芽室町教育委員会行政組織規則の一部改正)

2 芽室町教育委員会行政組織規則(平成7年芽室町教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(芽室町教育委員会事務委任規則の一部改正)

- 3 芽室町教育委員会事務委任規則（昭和52年芽室町教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

改正

平成12年3月28日教育委員会規則第10号

芽室町図書館協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町図書館設置及び管理条例(平成12年条例第8号)第6条の規定により、設置された芽室町図書館協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 協議会に委員長及び副委員長をおき、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を掌理し、協議会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 協議会は、委員長が招集する。

5 協議会の議事は、半数以上の出席委員をもって成立し、その過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、芽室町図書館において処理する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成12年教委規則第10号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。